

第147号議案

足立区都市景観審議会条例

上記の議案を提出する。

平成17年12月1日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区都市景観審議会条例

(設置)

第1条 足立区における調和と潤いのある都市景観の創造及び保全（以下「都市景観の形成」という。）を図るため、区長の附属機関として足立区都市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、都市景観の形成の基本的な方針、誘導及び啓発並びに推進に関する事項を審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、都市景観の形成について優れた見識を有する者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議するため必要があるときは、区長が委嘱する臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の審議期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代

理する。

(公開)

第6条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが
適当でないとき、この限りでない。

2 審議会の公開にあたっては、会長は傍聴人の人数を制限することが
できる。

(部会)

第7条 審議会は、専門的な事項を調査検討するため、部会を置くこと
ができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部
改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和
39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区都市景観審議会	日額 7,000円
------------	-----------

(提案理由)

都市景観審議会を附属機関として設置する必要があるため、この条例
案を提出いたします。